

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する 事業の実施に関する基本方針(案)

公共施設等の整備等に関する事業については、官民の適切な役割分担及び財政資金の効率的使用の観点から、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの基本的な理念の下、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用による公共施設等の整備等の促進を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備することが求められている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「PFI事業」という。)の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良好な公共サービスが提供されることである。低廉かつ良好な公共サービスの提供は公的部門の大きな課題であるが、他方で、国及び地方公共団体の財政は大変厳しい状況にあり、着実に財政構造改革を進めていく必要がある。また、近年の民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその能力の活用を図ることが求められている。こうした中、PFI事業は、適切なリスク分担により事業全体のリスク管理が効率的に行われること、建設(設計を含む)、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により全体として事業コストの縮減が期待できるものであり、同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。また、PFI事業の円滑な実施に伴い民間の創意工夫等が他の公共施設等の整備等に関する事業においても活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。PFI事業は官民の適切な役割分担及び財政資金の効率的使用の観点から、民間事業者に行わせることが適切なものについては、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重して、できる限りその実施を民間事業者にゆだねて公共施設等の整備等に関する事業を実施するものであり、官民の適切な役割分担の観点を踏まえた、新たな官民パートナーシップの形成に資するものである。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。PFI事業は、従来、主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果がある。また、全体としての事業コストの縮減のため他の収益事業と組み合わせる場合にも、新たな事業機会を生み出すことが期待される。これらの結果、新規産業の創出の促進に資するとの点で経済構造改革の推進にも寄与するものである。

以上のような認識の下、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重した民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進を図る観点から、国及び地方公共団体においては、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、種々の既存法令との整合性の明確化や規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

また、PFI事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、民間事業者にとっての収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするところにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好な公共サービスが国民に対して提供されることを旨として行われる必要があり、以下に示すところにより、評価等の客観性及び公平性、透明性の確保を図りつつ、契約に定められた責任分担等に従いその適正かつ確実な実施が図られるようにする必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針にのっとり、PFI事業の実施を図ることができるようにすることを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されるよう、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 特定事業に係る事項

- (1) 国等（法第2条第3項第1号及び第3号の者をいう。以下同じ。）は、特定事業の選定に当たっては、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業であって民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものを対象とし、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの法に規定するPFI事業の基本理念を踏まえ、選定を行うものとする。
- (2) 特定事業の実施のための手続きの着手に当たっては、次の点に留意して行うものとする。これらの留意点は特定事業の範囲を限定するものではないことに十分配慮する。
 - (イ) PFI事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現することが適当であることに鑑み、公共施設等の管理者等は、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模に鑑みより適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし早期に着手すべきものと判断される事業から、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続きに着手すること。また、民間事業者からの発案のあった事業については、下記2のとおり積極的にこれを取り上げ措置するものとする。

- (ロ) 当該手続きの着手に当たっては、当該事業につき、公共性があり、本来公共施設等の管理者等が行うべき事業であること、中長期的観点に立って低廉かつ良好な公共サービス（公共施設等において提供されるサービスをいう。以下同じ。）が国民に対して提供されることとなること、また、当該事業について、公共施設等の管理者等における公共施設等の整備の中長期的方針がある場合には、これと整合性を保ちうるものであることを確認すること。

2 民間事業者の発案に対する措置

国等は、PFI事業の実施の促進にとって極めて有益な民間事業者からの活発な発案を促進するとともに、民間事業者の自主性を尊重する観点から、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して措置するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案を受け付ける体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を講ずること。
- (2) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及びその理由を発案者に通知するとともに、これらの事業案の概要、国等の判断の結果及びその理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に当たっての影響に留意の上、適切な時期に公表すること。

3 実施方針の策定、公表

国等は、実施方針については、法第5条第2項各号に掲げる事項について次の点に留意して策定、公表するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、法第6条に基づく特定事業の選定を行おうとするときには、公共性の確保、民間事業者の創意工夫の尊重等に配慮し、当該特定事業について実施方針を策定、公表すること。
- (2) 実施方針の策定、公表は、公平性及び透明性を確保するため、なるべく早い段階で行うことが望ましいこと。
- (3) 実施方針は、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的なものであることが望ましいこと。なお、上記(2)に照らし、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えないこと。

4 特定事業の選定、公表

国等は、法第6条に基づく特定事業の選定及び法第8条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

- (1) 特定事業の選定に当たっては、P F I事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるものであることが基準となること。これを具体的に評価するに当たっては、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができることを、当面、選定の基準とすること。
- (2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においては、適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる額を算出の上、これを現在価値により評価すること。
- (3) 公共サービスの水準の評価はできる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものがある場合においては客観性を確保した上で定性的な評価を行うこともできること。
- (4) 特定事業の選定に当たっては、下記二 1 (6)に留意して民間事業者の募集が行われることに配慮すること。
- (5) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の結果（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合はその評価の方法と結果を含む。以下同じ。）とあわせ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等に当たり悪影響を及ぼさないよう留意の上、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定、公表後に客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様とする。
- (6) 上記(5)の公表の他、選定又は不選定に係る評価の結果の詳細に関する資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施に当たり悪影響を及ぼさないよう留意して、適切な時期に公表すること。

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

- 1 国（法第 2 条第 3 項第 1 号の者をいう。）は、法第 7 条第 1 項に基づく民間事業者の選定及び法第 8 条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、漸次、下記(4)の評価基準等の客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。
 - (1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進を図るとの目的に照らし、競争の確保の原則に立ち、手続きの透明性を確保した上で、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
 - (2) 会計法令の適用を受ける契約により行われる事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
 - (3) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても競争性を担保すること。

- (4) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、評価基準の設定に当たり、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等についてやむを得ず定性的な評価基準を用いる場合にあっても、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
 - (5) 例外的に随意契約による場合又は上記(3)の場合においても、上記(4)の趣旨にのっとった客観的な評価を行うことを条件とすること。
 - (6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるよう、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
 - (7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。
 - (8) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料(公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)とあわせて速やかに公表すること。
 - (9) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記一 4 (5)及び(6)に準じ、公表すること。
- 2 特殊法人その他の公共法人(法第2条第3項第3号の者をいう。)は、民間事業者の選定等については、上記1(1)から(9)に準じて適正に実施するものとする。

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

- 1 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその基本的な分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- 2 事業計画又は協定(以下「協定等」という。)において、以下の諸点を規定し、協定等は公開する(公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)こと。なお、選定事業者が他の事業等に従事する場合においては他の事業等に伴うリスクにより選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるため、この点に留意して、協定等の規定を整備する等、経済的合理性を勘案の上必要な措置を講ずること。
 - (1) 公共施設等の管理者等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、公共施設等の管理者等と選定事業者等の協定等の当事者の間の責任分担等について、次のとおり明確化を図ること。

(イ) 適正な公共サービスの提供を担保するため、次の点を規定すること。

公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準の監視を行うことができること。

選定事業者の財務の状況について公認会計士等による監査報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）を提出させ、長期収支計画との不整合等の問題があった場合に報告の徴収を行うことができること。

公共施設等の管理者等が上記及びの監視等の結果に基づき、予め協定等において具体的に定められたところに従い、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るための措置（当該選定事業の状況に応じて相当と認められる範囲内で、公共施設等の管理者等の支出負担額の減額を含むことができる。）をとることができること。

(ロ) 上記(イ)以外の公共施設等の管理者等の選定事業への関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要なものに限定して規定すること。

(ハ) 選定事業の実施に伴うリスクについては、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、公共施設等の管理者等と選定事業者等の協定等の当事者の負担するリスクを明確に規定すること。その際、リスクを最もよく管理することができる者にリスクを配分するとの考え方にに基づきリスクの分担を決めるものとする。

また、協定等の当事者の定め等に基づき、リスクの軽減又はヘッジを図ることができるものについては、経済的合理性を勘案の上相当の範囲内において、これらの措置を講ずることが適切であることに鑑み、その範囲及び内容をできる限り具体的かつ明確に規定すること。

(2) 事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時における土地、施設の取扱いについてできる限り具体的かつ明確に規定すること。

(3) 想定される事業継続が困難となる事由をできる限り具体的に列挙の上、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における公共施設等の管理者等及び選定事業者等の協定等の当事者の当該事由及び発生した又は発生するおそれのある状況に応じた対応について、できる限り具体的かつ明確に規定すること。特に、当該事業の修復の可能性が存する場合における修復の方法や手段に係る対応につき十全を期すとともに、事業破綻時における公共サービスの所要の確保に係る対応については、上記(2)に規定する土地、施設の取扱いを含め的確な措置がとられるよう十分に留意すること。

また、これらの場合における協定等の当事者の対応を規定するに当たっては、当該対応の規定の内容及び明確性が選定事業に係る資金調達の難易度、規模又は条件等に大きな影響を与えることに鑑み、選定事業者の事業の態様、資金調達における当該選定事業者等の支払責任に係る条件等を踏まえつつ、資金供給者の債権保全に配慮して、経済的合理性に照らし相当のものとするよう留意すること。

- (4) 契約解除に至る帰責事由に関し、その該当要件並びに当該帰責事由が発生したときの公共施設等の管理者等及び選定事業者等の協定等の当事者の対応について、上記(2)及び(3)に留意の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
 - (5) 協定等の解釈について公共施設等の管理者等と選定事業者等の協定等の当事者との間で疑義が生じた場合にこれを解消するための措置について、当該選定事業の性格に応じ、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- 3 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合においては、選定事業に係る責任分担が協定等において具体的かつ明確に規定されていることを、公共施設等の管理者等は選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにするよう配慮すること。

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

- 1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的考え方に立ち、適切に措置を講じていくものとする。
- (1) 財政上等の支援については、現行の制度に基づくものを基本とし、又はこれに準ずるものとする必要があること。
 - (2) 政府の財政上の支援、政府系金融機関等による金融上の支援等における特定事業の位置付けを整備すること。また、税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、必要な措置を検討すること。
 - (3) 法制上の措置についても、PFI事業の特性及び法の規定を踏まえ、また選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないように、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。なお、民間事業者の選定に関する手続きについては、法附則第3条の規定を踏まえ、整備を図ること。その他業法及び公物管理法等についても、個別具体的に検討を行い、これらに係る位置付けにつき整備を進めることとすること。
 - (4) 国有財産を特定事業の用に供することについては、法第12条第1項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
 - (5) 特定事業に係る資金調達については、政府系金融機関等による円滑な融資等に配慮するとともに、選定事業者による民間資金の円滑な調達が可能となるよう、特定事業に係る協定等の締結に当たり留意する等環境の整備を図ること。
 - (6) その他関連する法制その他の制度について、規制の緩和等を進めるに当たり、法第17条の規定の趣旨に十分配慮すること。
- 2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。
- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、融資等
- (3) 適用可能な税制上の特例措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産の貸付条件その他国有財産の使用に関する事項

五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

- 1 地方公共団体においては、上記事項を参考とし、特定事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。
- 2 民間資金等活用事業推進委員会は、民間事業者等からの民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を受け付けるとともに、必要に応じ、調査等を行い、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる等、P F I事業の促進及び総合調整を図るため措置するものとする。

また、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議し、必要に応じ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる等、P F I事業の促進及び総合調整を図るため措置するものとする。
- 3 政府は、P F I事業に関する知識の普及、情報の収集・提供を行うとともに、特定事業の実施に係るガイドライン(上記一 4 の算定及び評価の客観性及び透明性の向上、二 1 の評価基準等の客観性及び透明性の向上、並びに、三 2 (3)の事業継続が困難となる事由の列挙及びその際の当事者の対応の具体化、明確化その他に係るもの)等の策定、公表により、P F I事業の円滑な実施の推進を図るものとする。
- 4 上記 3 の P F I 事業に関する知識の普及、情報の収集・提供に当たり、民間資金等活用事業推進委員会は、これに積極的に協力するものとする。また、政府は、特定事業の実施に係るガイドラインの策定に当たっては、同委員会の意見を求めるものとする。